

V 滞 納 整 理

2. 不納欠損処理状況

(単位：千円・件)

区 分	滞納処分の停止に附さずに時効完成したもの		滞納処分の停止決議のもので期間満了に先だって時効完成したもの		滞納処分の停止決議のもので期間満了したもの		滞納処分の停止決議のもので納税義務の即時消滅のもの		計	
	〔 地方税法第18条第1項該当 〕		〔 地方税法第18条第1項該当 〕		〔 地方税法第15条の7第4項該当 〕		〔 地方税法第15条の7第5項該当 〕			
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
平成 29 年 度	62,739	8,803	361,732	26,263	1,367,769	73,294	224,219	2,347	2,016,459	110,707
平成 30 年 度	21,619	2,910	314,707	24,039	1,198,963	64,183	146,960	2,798	1,682,249	93,930
令和 元 年 度	13,926	1,824	211,259	16,558	954,433	60,385	60,536	2,646	1,240,154	81,413
令和 2 年 度	14,891	1,641	149,396	11,150	571,160	35,863	71,270	3,048	806,717	51,702
令和 3 年 度	10,013	1,294	170,443	10,749	613,068	28,136	55,258	1,572	848,782	41,751
市 民 税	5,193	568	148,658	7,986	542,516	22,850	42,831	1,150	739,198	32,554
固 定 資 産 税	4,017	497	15,285	1,241	61,532	2,878	11,112	364	91,946	4,980
そ の 他 の 税	803	229	6,500	1,522	9,020	2,408	1,315	58	17,638	4,217